

2023年4月13日
はなさく生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払い等について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

はなさく生命保険株式会社（代表取締役社長：柏原宏治、以下「当社」）は、2023年5月8日（月）以降、新型コロナウイルスが「5類感染症」に位置づけられることに伴い、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下「みなし入院」）を収束いたします。加えて、特別条件が適用された保険契約等における取扱いが変更となります。

① 「みなし入院」について

5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象外となります。

| | | 陽性診断日 | | |
|-----------------------------|---------------------|------------------|--------------------------|------------------------------|
| | | 2022年9月25日 まで | 2022年9月26日 ～2023年5月7日 | 2023年5月8日 以降 |
| 医療機関へ入院をされた場合 | | ○ (お支払い対象) | | |
| 宿泊施設または 自宅での療養を された場合 | 重症化リスク の高い方 (※1) | ○ (お支払い対象) | ○ (お支払い対象) | <u>×</u> <u>(お支払い対象外)</u> |
| | 上記以外の方 | ○ (お支払い対象) | × (お支払い対象外) | × (お支払い対象外) |

※1 「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

② 特別条件が適用された保険契約等について

特別条件が適用された保険契約等において、5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症によって保険金の支払事由等に該当した場合の取扱いは以下のとおりとなります。

| | 2023年5月7日 まで | 2023年5月8日 以降 |
|--|-----------------------|-----------------------------|
| 特別条件（※2）が適用された契約の保険金の支払い等 | 特別条件を適用せず、保険金の支払い等を行う | <u>特別条件を適用して、保険金の削減等を行う</u> |
| 引受緩和型収入保障保険（無解約払戻金型）契約のうち、契約日の1年後の応当日の前日までの死亡による年金の支払い | 年金月額の100%を支払う | <u>年金月額の50%を支払う</u> |

※2 保険金（年金）削減支払法、特定部位・傷病不担保法、特定高度障害状態不担保法

<見直しの背景等>

2023年1月27日付新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。


当該位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。このため、上記のとおり、「みなし入院」による入院給付金等の特別取扱いの収束等を実施することとしました。

なお、今般の見直しは、政府による「5類感染症」移行時期の最終確認をもって最終決定されま。上記取扱いについて変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

<https://www.life8739.co.jp/info/coronavirusoshirase>

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9：00～18：00]

(祝日、12/31～1/3を除く)

以上